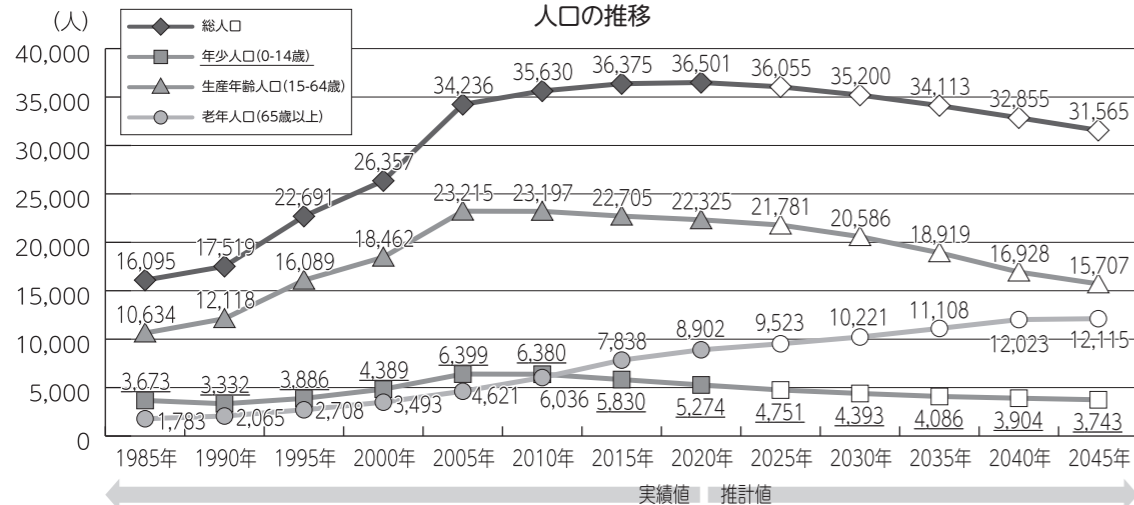


近年の法制度に係る動向

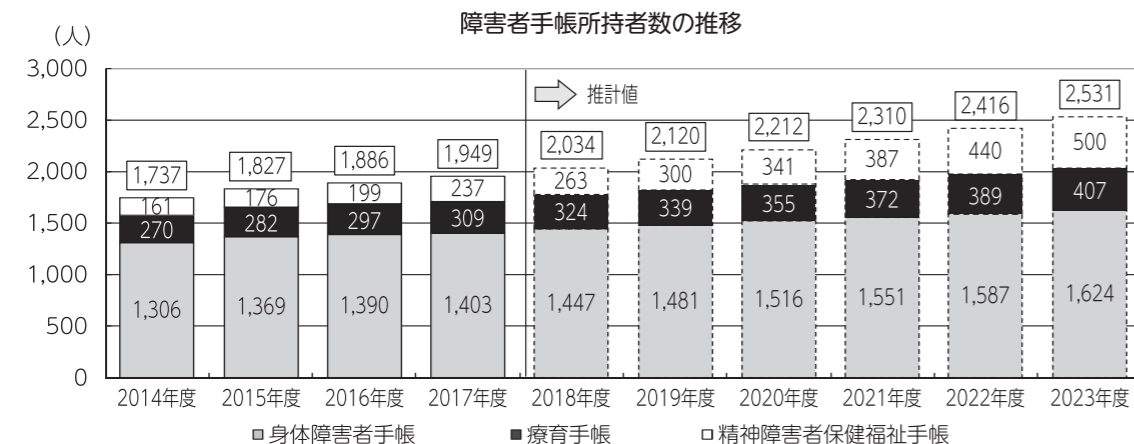
- 障害者権利条約の批准
- 障害者基本法の改正
- 障害者総合支援法と児童福祉法の改正
- 障害者差別解消法の制定
- 障害者虐待防止法
- 発達障害者支援法の改正
- 成年後見制度利用促進法の制定
- 障害者優先調達推進法
- 障害者雇用促進法の改正
- ニッポン一億総活躍プランの閣議決定
- 「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた社会福祉法等の改正

精華町の人口と障害者手帳所持者数

- 本町の年齢3区分別人口についてみると、2015年の老年人口比率（高齢化率）は21.5%、生産年齢人口は62.4%、年少人口は16.0%となっています。
- 手帳所持者数は、それぞれの手帳で増加傾向にあり、2017年度では、合計で1,949人、2023年度の推計値では2,531人となっています。



出典: 2015年までは「国勢調査」各年 2020年以降「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(平成30年3月公表)に基づく推計値
※実績値の総人口には年齢不詳を含むため、それぞれの合計は総人口と一致しない。



出典: 精華町役場調べ (各年度3月31日現在、2018年度以降は推計値)

目標1 誰もがみんな、その人らしく発達・成長し、輝ける

施策1: 支援が必要な子どもへの早期対応

支援が必要な子どもの早期発見、早期の療育と養育家庭への支援、早期発達支援の重要性の啓発、子どもの成長に即応する発達支援の強化、教職・援助職の障害の理解と対応力の向上

施策2: 保育・教育、放課後対策の充実

障害児保育の実施、教育相談の実施、特別支援教育の推進、子どもの個性を踏まえた進路指導、保育・教育環境の充実、放課後、学校長期休暇期間の生活の支援

施策3: 社会参加・就労の促進

日中活動の場の確保、余暇活動等の促進、障害者雇用に係る知識普及と意識啓発、本人の特性を踏まえた進路指導・就労支援、一般就労の促進、福祉的就労の促進、障害のある人の職域の拡大

目標2 誰もが安心して毎日の生活をおくれる

施策4: 相談支援の充実

役場窓口における相談対応等の充実、相談支援事業の充実、地域における相談活動の維持

施策5: 日常生活の支援

計画相談の実施、自立支援給付等による支援、精神障害のある人の地域生活支援の充実、地域生活支援拠点等の整備、外出支援の実施、コミュニケーション支援の充実、住まいの確保への支援、経済的負担の軽減、第三者評価事業の実施促進

施策6: 安全・安心の確保

健康づくりの支援、医療体制の堅持、防災・防犯対策の充実

目標3 差別や偏見のない、地域共生社会となっている

施策7: 一人ひとりを大切にする地域づくり

障害のある人に対する差別の解消、障害のある人ない人の相互理解の促進、地域生活を支えるコミュニティ・ネットワークづくり、権利擁護の推進、人権侵害・虐待の防止と適切な対応

施策8: 地域福祉を担う人づくり

福祉教育の実施、ボランティアの育成・確保、ボランティア等の活動支援、専門人材の育成・確保

施策9: ユニバーサルなまちづくり

公共公益施設の整備・改善、道路・交通安全施設の整備、合理的配慮を踏まえた情報提供の充実